



宮 崎 県 公 報

平成19年12月10日 (月曜日) 第 1938 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (労働政策課) 1	
告 示	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 2	

公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・文化課) 2	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………… (地域産業振興課) 2	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 3	
公安委員会規則	
○特例施設占有者の指定等に関する規則…………… 3	

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十一月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八十三号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則 (昭和四十一年宮崎県規則第三十八号) の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「五十日」を「四十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成十九年十月一日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 965号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月10日から平成19年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字 岡富字瀬口 1222番 3 地 先から同市 同大字同字 1208番 1 地 先まで	旧	17.0 ~ 17.8	80.0
				新	23.8 ~ 24.8	80.0

宮崎県告示第 966号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月10日から平成19年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	東臼杵郡門 川町大字加 草字岡花 1 30番 1 地先 から同郡同 町同大字同 字 130番 1 地先まで	旧	20.4 ~ 38.6	10.7
				新	20.4 ~ 38.6	10.7

宮崎県告示第 967号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月10日から平成19年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	小林市大字 北西方字黒 仁田4195番 1 地先から 同市同大字	旧	5.2 ~ 14.6	210.0
				新	5.5 ~ 33.0	212.0

			字黒仁田迫 4224番1地 先まで			
--	--	--	-------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 968号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月10日から平成19年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市大字 岡富字瀬口 1222番3地 先から同市 同大字同字 1208番1地 先まで	平成19年12月10日

宮崎県告示第 969号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月10日から平成19年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	東臼杵郡門 川町大字加 草字岡花 1 30番1地先 から同郡同 町同大字同 字 130番 1 地先まで	平成19年12月10日

宮崎県告示第 970号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月10日から平成19年12月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥 陀五日 市線	小林市大字 北西方字黒 仁田4195番 1地先から 同市同大字 字黒仁田迫 4224番1地 先まで	平成19年12月10日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 11月 1日	特定非営利 活動法人 小林子育て 支援協会	仮屋 俊昭	宮崎県小 林市大字 細野 230 番地 7	この法人は、 家族形態の多様 化、核家族化、 働く時間・形の 多様化とともに、 子どもを育てる ための社会的資 源が偏在し始め ているときに、 西諸・小林地区 において安心して 子育てができる ように種々の 子育て支援を行 い、住み良いま ちづくりに寄与 することを目的 とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイスクエア南宮崎
宮崎市大淀三丁目 220番地
- 2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年12月10日から平成20年1月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画を定める者の名称

国富町

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画下水道

国富公共下水道

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県高岡土木事務所

公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会規則第十五号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号。以下「法」という。）第十七条の規定に基づく遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号。以下「令」という。）第五条第五号の規定による指定、法第二十五条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第一条 宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、令第五条第五号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、指定通知書（別記様式第一号）により、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号。以下「規則」という。）第二十八条第一項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記様式第二号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第二十八条第四項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第三号）を公安委員会の掲示板上に掲示してする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第二条 規則第二十九条第二項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第四号）を公安委員会の掲示板上に掲

示してする。

(指定の取消し)

第四条 公安委員会は、規則第三十条第一項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（別記様式第五号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第三十条第二項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第六号）を公安委員会の掲示板上に掲示してする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第五条 法第二十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記様式第七号）により行うものとする。

(指示書による指示)

第六条 法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示（以下単に「指示」という。）は、指示書（別記様式第八号）により行うものとする。

2 第四条第一項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十九年十二月十日から施行する。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

宮崎県公安委員会シレイ第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付で申請のあつた下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 2 号（第 2 条関係）

（表）

宮崎県公安委員会シレイ第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあつた下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

理 由

年 月 日

宮崎県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号（第 2 条関係）

宮崎県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第 28 条第 4 項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

宮崎県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第 29 条第 2 項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 5 号（第 4 条関係）

（表）

宮崎県公安委員会達第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

宮崎県公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

(教示)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号 (第 5 条関係)

(表)

宮崎県公安委員会達第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

報 告

遺失物法 第25条第1項 の規定に基づき、下記のとおり 資 料 の 提 出 を 求 め る。
第25条第2項 保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

(表)

宮崎県公安委員会達第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第26条第1項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。